

# 八王子市公共下水道自費工事標準仕様書（設計編）

本使用は、八王子市公共下水道自費工事（下水道法第16条）を行う場合の標準仕様書である。なお、これになきものは東京都土木工事標準仕様書ならびに、八王子市下水道標準構造図集によること。

## 1 マンホールについて（共通事項）

- ①マンホールは管きよの起点及び方向又は勾配が著しく変化する箇所、管きよ径等の変化する箇所、段差の生ずる箇所、管きよの会合する箇所に設置すること。
- ②組立式マンホールを標準とする。
- ③マンホールの材料構成については、八王子市下水道標準構造図集によること。
- ④車道幅員が5.5m以上の車道部及び大型車の出入りする歩道切り下げ部にはT-25の蓋を使用し、車道幅員5.5m未満の車道部及び歩道部はT-14の蓋を使用すること。  
また、東京都道路工事設計基準「5-2すべり止め舗装」に準じた箇所には、耐スリップ用グランドマンホール蓋を設置すること。
- ⑤調整コンクリートは超早強無収縮モルタルとする。
- ⑥上流管と下流管の高低差は、15cm以内を標準とするが、埋設物等で困難な場合は、事前に（公財）東京都都市づくり公社八王子下水道事務所維持係に相談をすること。
- ⑦転落防止梯子の設置基準は2号人孔以上、もしくはφ900用のマンホール蓋及びマンホールポンプ蓋に設置をすること。
- ⑧上流管と下流管の高低差が60cmを超えた場合は、副管を設置すること。副管は内副管を原則とし、1号人孔以上に適用すること。（1号→1箇所・2号→2箇所まで）
- ⑨本管の流入角度は直角方向を基本とする。
- ⑩マンホール深さ5m以上については、5mごとに中間スラブを設置すること。
- ⑪管きよとマンホールの継手部には、可とう性と止水性を有する下水道マンホール用耐震性継手を設置すること。なお、継手の性能については、八王子市下水道標準構造図集によること。

### 1) 組立式マンホール

- ・組立マンホールは、5mまでの使用を原則とする。
- ・組立1号マンホールの深さは3m未満を標準とする。
- ・厚さ5cmの調整ブロックは使用しないこと。

### 2) 小型マシンホール

- ・組立式マンホールを標準とするが、埋設物等により1号マンホールの設置が困難な場合には楕円マンホール又は小型マシンホールを使用することができる。
- ・小型マシンホールを設置した前後のマンホールは1号人孔以上を設置すること。
- ・小型マシンホール・楕円マンホールの深さは2m未満を標準とする。
- ・将来延伸が見込まれない管きよの起点マンホールについては、小型マシンホールを使用することができる。
- ・塩ビ製マシンホールは、歩道部の車輛が乗らない箇所のみ使用可能とする。
- ・小型マシンホールを使用する場合は、事前に（公財）東京都都市づくり公社八王子下水道事務所維持係に相談をすること。

### 3) φ600用マンホール蓋

・φ600用マンホール蓋については、八王子市認定会社製造のものを使用すること。

## 2 管きよについて

- ①管きよの材質は、硬質塩化ビニル管を基本とする。
- ②管径については、計画汚水量を算出して決定すること。  
※最小管径はφ200とする。
- ③管きよの基礎については砂基礎を基本とするが、湧水等があり地盤が軟弱な場合は、まくら土台基礎とする。
- ④管きよの流速については最小0.6m/秒、最大3.0m/秒とする。
- ⑤管きよの勾配については、計画汚水量及び流速を考慮し決定すること。
- ⑥最小土被りについては、取付管・路面荷重・路盤厚及び他の埋設物の関係等を考慮して決定すること。(基本的には車道1.2m・歩道1.0m)ただし、浅層埋設基準を運用するときは、事前に道路管理者に確認をとること。
- ⑦埋戻しは、管頂10cmまで砂か2種改良土とし、それから路床面までは良質発生土か1種改良土とすること。

## 3 取付管について

- ①材質は硬質塩化ビニル管を基本とする。
- ②管径についてはφ150を基本とする。
- ③勾配については、10/1000以上とする。
- ④本管との接合は支管を使用すること。
- ⑤最小土被りは、宅地の広さ・地盤高を考慮し決定すること。(基本的には60cm以上とする)

## 4 接続柵について

- ①マルチインバート柵を使用すること。
- ②柵蓋については、八王子市指定の蓋を使用すること。
- ③柵深は1.6mを最大とし、それを超える場合は事前に(公財)東京都都市づくり公社八王子下水道事務所維持係に相談をすること。